2024.2.16.
小笠原裕

特定不法行為等被害者特例法運用基準案に関するパブコメに対する文化庁回答への見解

2024 年 2 月 15 日に公開された、特定不法行為等被害者特例法運用基準案に関するパブコメに対する、文化庁の回答につき、小生の提示した意見に対するものと思われるものについて、小生見解を下記します。

29 番
【意見】
指定宗教法人の指定について、「当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること」（特例法第 7 条第 1 項第 2 号）の定義が不明確である。運用基準案では、特例法第 7 条第 1 項第 1 号の要件を繰り返しているだけで、第 2 号としては何も規定していないのと等しい結果となる。特例法第 7 条第 1 項第 1 号とは異なる視点で、なぜ「財産の処分及び管理の状況を把握する必要」があるのか、即ち把握しなければ著しい損害が発生する緊急かつ必要な措置であることの理由が、何も規定されていない。このような空文的な運用基準案は、もはや「基準」とは言い難く、今後同様の事案が提起された時に、宗教法人の私有財産権、ひいては信教の自由を侵害する悪例を残すことになる。まずは、なぜ財産把握の必要性があるのか、客観的な理由を示すべきと考える。
【回答】
　特例法は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資することを目的としており、この目的に照らせば、特定解散命令等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなります。その判断については、個別具体的な事案に対応する必要もあり、基準として明確に記載するのは困難であると考えております。
指定宗教法人の指定に当たっては、所轄庁において、適切に判断してまいります。
【見解】
文化庁は、宗教法人の財産を管理する必要性については、判断基準を設けることを放棄しました。その上で、「所轄庁において、適切に判断する」と言っています。
結局、宗教法人の権利を制限するための基準を設けずに行政裁量の範囲に制限がないというわけです。このような運用基準では、恣意的な運用がなされる恐れがあります。
この「所轄庁において、適切に判断する」という文言は、私の意見に対する回答のみならず、46 個の意見に対して、実に 21 個の回答にて出現します。「適切に判断する」とは行政裁量ですから、そのための基準を作ると言うのでパブリックコメントに応募したのに、ほとんど基準を作らないと回答しているのですから、話になりません。

42 番
【意見】
財産目録等の閲覧により知り得た情報を目的外に使用等してはならない旨を定めた特例法第１３条第２項の規定には、罰則がない。個人情報保護法第１８５条のような罰則規定を、基準案において、省令の扱いで設けるべき。
【回答】
罪刑法定主義の観点から、刑罰を定める場合には、法律により定める必要があり、御指摘のような罰則規定を本基準において定めることはできません。
【見解】
罪刑法定主義で刑罰を定める場合には、法律のみならず政令や省令でも可能ですが、その前提として法律からの委任が必要とされます。残念ながら、特例法にはそのような規程がないため、基準案にて罰則を設けることができないことは理解できます。
しかし、このようなザルのような法律では、宗教法人の私有財産権を守ることはできません。仮に家庭連合が特別指定宗教法人に指定された場合、自称「被害者」が財産目録を閲覧し、それを公開する可能性は十分にあります。このような権利の濫用を防ぐために、罰則以外の方法、例えば違反した者の氏名を文化庁のホームページで公開するなど、基準案にてとりうる施策を作るべきです。

43 番
【意見】
指定宗教法人及び特別指定宗教法人の決定に係る、宗教法人審議会の議事録を公開すべきです。信教の自由に関する審議をするからこそ宗教法人審議会が開催されるのであり、その審議内容の中立性、公平性を担保するためには、原則通り議事録を公開するべき。運用基準案には、これらの宗教法人審議会の議事録を公開する旨を記載した条項を追加するべき。
【回答】
　宗教法人審議会の議事の公開に関する取扱いについては、宗教法人審議会においてお決めいただくべきものであり、基準案でこれを定めることとはしておりません。
【見解】
宗教法人審議会については、家庭連合の解散命令請求を決議した第 189 回（2024 年 10 月 12 日）に先立ち、文化庁の職員が委員を個別に訪問したという産経新聞の報道があります。
https://www.sankei.com/article/20231012-XRSIQQ5YONNGDEQYH7MPXEP6JU/
このような公平中立を阻害することを避けるためにも、宗教法人審議会の議事録は公開されるべきと考えます。

以上